

|       |     |    |    |    |    |     |
|-------|-----|----|----|----|----|-----|
| 上三毛郡  | 一二九 | 六三 | 五七 | 九  | 〇  | 九三六 |
| 塔里    |     |    |    |    |    |     |
| 上三毛郡  |     | 三六 | 二八 | 二一 | 一二 | 六六六 |
| 加自久也里 | 九七  |    |    |    |    |     |

(箭内健次編「北・九州―縄文より明治維新まで」吉川弘文館 一九六八より)

### 三 豊前国の成立

豊国の名は『日本書紀』などに散見され、次のように登場する。

豊国から豊前国へ

・景行天皇十二年七月から始まる熊襲平定や賊徒征伐に際して

「天皇、遂に筑紫に幸して、豊前國の長峽縣に到りて行宮を興てて居します。故、其の處を號けて京と曰ふ」

・継体天皇二十一年(五二七)六月に新羅討伐に際して、筑紫国造磐井が反逆を企て

「磐井、火・豊、二つの國に掩ひ據りて、使修職らず」

・安閑天皇二年(五三五)五月、九州から関東にかけて屯倉を置いたとき

「：豊國の腰碓屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉：を置く」

・宣化天皇元年(五三六)五月、非常に備えて、穀を那津の口に聚めることに関して

「：其の筑紫・肥・豊、三つの國の屯倉、散れて懸隔に在り：」

・また『豊後風土記』には

昔、景行天皇が豊国直らが祖、菟名手に重ねて姓を賜いて治めさせ、その國名も「天の瑞物、地の豊草」の故に豊國と称えさせた

このように『豊後風土記』には豊前国の國名の由来が述べられ、『日本書紀』には豊前国・豊国・豊とこの地方の呼び名が登場するが、いわ

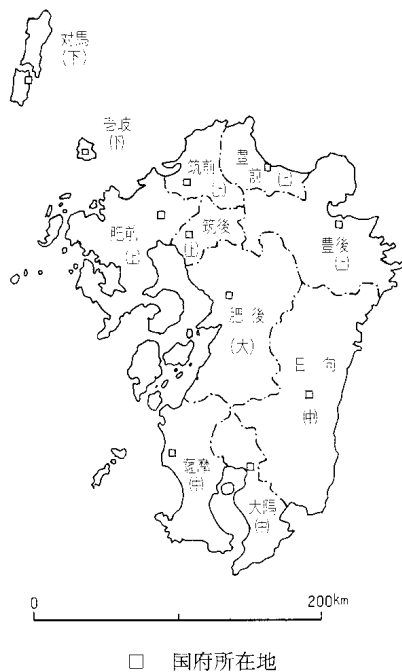
ゆるこれらは大化の改新の前、国造たちの治めていた国をこのように呼んだものである。そして大化の改新後の天智九年(六七〇)までは九州はまとめて筑紫国と呼ばれていた。九州古代の各国々の名が史料に初めて現れるのはまぢまぢであるが、薩摩・大隅国を除いた七国の成立は戸籍を造る年(造籍年)から考えて、持統九年(六九五)と推定されている。もちろん豊前国の成立もその年であり、豊国も筑紫国・肥国と同じく山河・地形から前・後に分けられて豊前国が誕生したことになる。そして律令時代の全国の国々は、大國・上國・中國・下國の四等級に分けられたが、豊前国は上國として位置づけられた。(第9図参照)

### 四 豊前国府と郷土

#### 国府の設置

大化二年(六四六)、孝徳天皇の改新の詔から始まって國・郡(評)・里という地方行政組織が確立していくな

第9図 西海道国府の分布



かで、全国の六六国二島それぞれに国の行政官庁として設置されていたのが国府である（第9図参照）。国府はその府域について方八町、七町、六町、五町、四町など広さについての想定・仮定がなされているが、藤岡謙二郎氏は「今日までのところでは方八町をもって国府域の最大のものと考えている。一般に大国以外は六町域をとるものが多いと考えられる。一辺が偶数だけでなく奇数もあり、それぞれ地形に応じて規模に多少の変化が存したのではないかと考えられる」と述べている。

国府の府域内にはその北辺または中央部に正殿・左右脇殿・後殿という建物構成からできている国庁域（方二町）があり、そのほか倉庫群・官舎・細工所など多くの付随する建物のあったことが、記録や発掘の成果からもわかっている（第10図参照）。

国府の置かれた場所については定形はないとされるが、浅香幸雄氏の研究では、山城国以外の国々では畿内に近くその国内で偏った位置にあるもの四二国（約六四<sup>三</sup>）、ほぼその国の中央に位置するもの一九国（約二七<sup>三</sup>）、畿内に遠い位置にあるもの六国（約九<sup>三</sup>）となっており、大半がその国の中でも比較的畿内に近く偏った場所に位置していることになる。また木下良氏は畿内に近いという立地条件以外に、その国の交通の拠点を占める位置、戦略的要地、農業生産の中心地（広範な水田の分布地域）などを挙げている。

近年、全国各地で国府の発掘調査がすすめられ、陸奥・出羽・武蔵・下野・近江・和泉・因幡・伯耆・出雲・美作・周防・筑後・肥前などの発掘によって、その実像が明らかになりつつあるが、ほとんどが八世紀になって設置されており、律令政治体制の確立する八世紀前半にもっとも整備されたと考えられている。

第2表 国司の定員

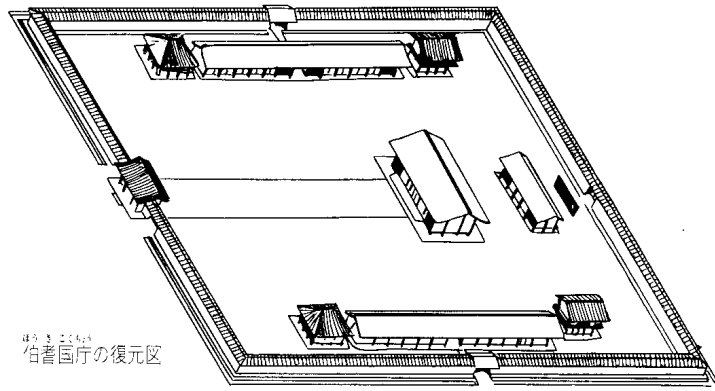
（『宇佐市史』1975より）

| 国の等級 | 国司  | 守    | 介    | 掾    |    | 目    |    | 史   | 生  | 計 |
|------|-----|------|------|------|----|------|----|-----|----|---|
|      |     |      |      | 大    | 少  | 大    | 少  |     |    |   |
| 大 国  | 国 司 | 1人   | 1人   | 1人   | 1人 | 1人   | 1人 | 3人  | 9人 |   |
|      | 事 力 | 8人   | 7人   | 5人   |    | 4人   |    | 2人宛 |    |   |
|      | 職分田 | 2町6反 | 2町2反 | 1町6反 |    | 1町2反 |    | 6反  |    |   |
| 上 国  | 国 司 | 1    | 1    | 1    |    | 1    |    | 3   | 7  |   |
|      | 事 力 | 7    | 6    | 5    |    | 4    |    | 2宛  |    |   |
|      | 職分田 | 2町2反 | 2町   | 1町6反 |    | 1町2反 |    | 6反  |    |   |
| 中 国  | 国 司 | 1    | 0    | 1    |    | 1    |    | 3   | 6  |   |
|      | 事 力 | 6    |      | 4    |    | 3    |    | 2宛  |    |   |
|      | 職分田 | 2町   |      | 1町2反 |    | 1町   |    | 6反  |    |   |
| 下 国  | 国 司 | 1    | 0    | 0    |    | 1    |    | 3   | 5  |   |
|      | 事 力 | 5    |      |      |    | 3    |    | 2宛  |    |   |
|      | 職分田 | 1町6反 |      |      |    | 1町   |    | 6反  |    |   |

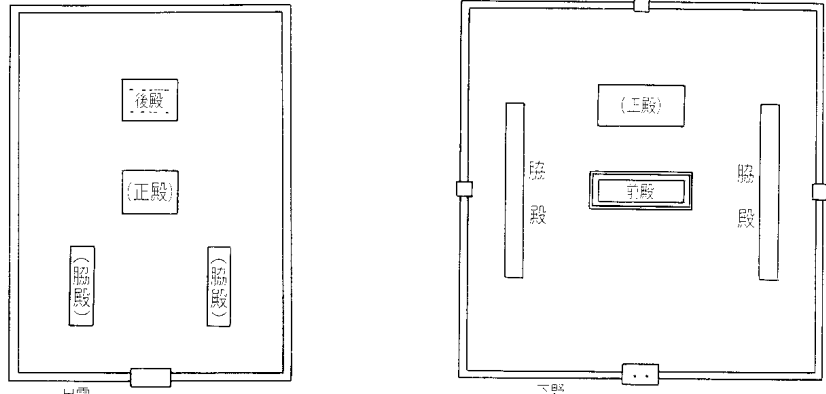
（『令義解』巻1職員令、巻3田令、巻5軍防令）

備考 宝龜6年（775）3月2日、豊前に大少目員を置く（『統日本紀』）。

第10図 各国の国府復元図

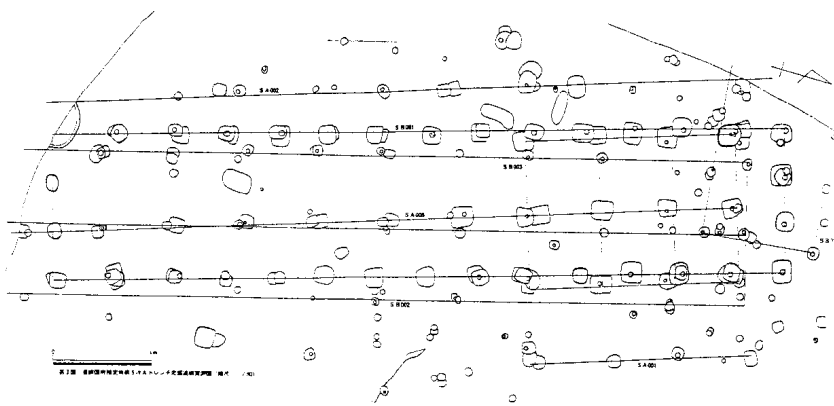


佐倉国府の復元図



国衙政府の建物配置

第11図 豊前国府東脇殿跡と推定される柱穴群



(豊津町教育委員会「豊前国府」豊津町文化財調査報告書第9集 1990より)

国府の官人

国府には中央から国司が派遣されて来て地方行政を司るが、ふつうは長官(守)・次官(介)・判官(掾)・主典(目)の四等官を指している。そのほか史生・博士・医師もいた。国司の定員は大国・上国・中国・下国という国の等級により異なっていた。(第2・3表参照)

第3表 雑任国司の定員

| 国の等級 | 国博士 | 国医師 | 学生  | 医 | 生   |
|------|-----|-----|-----|---|-----|
| 大    | 一人  | 一人  | 五〇人 |   | 一〇人 |
| 上    | 一人  | 一人  | 四〇人 |   | 八   |
| 中    | 一人  | 一人  | 三〇人 |   | 六   |
| 下    | 一人  | 一人  | 二〇人 |   | 四   |

『令義解』職員令による。

備考 承和十二年七月二十一日、豊前・豊後・肥前・肥後・筑後等、史生一人を減じ、その代わりに典業学生及第者をもって補している(『続日本後紀』)。  
(『宇佐市史』一九七五より)

豊前国府の推定

豊前国府についての記録は乏しく、平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』(和名抄)の中にわずかに「豊前国府は京都郡に在り」と出ている程度であるが、その所在地をめぐって文献史学・歴史地理学・考古学など研究者それぞれの立場から次にみるように京都・行橋地方の各地に所在地が推定されてきた。

第4表 豊前国府所在地をめぐる学説

|       |             |
|-------|-------------|
| 平野 邦雄 | 行橋市津熊説      |
| 戸祭由美夫 | 須磨園説        |
|       | 初期京都郡、後期仲津郡 |

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 米倉 二郎 | 豊津町国作説 | 府域方六町と推定 |
| 木下 良  | 〃      | 方五、六町と推定 |
| 藤岡謙一郎 | 〃      | 方六町と推定   |
| 木原 武雄 | 〃      | 方五、六町と推定 |
| 日野 尚志 | 〃      | 大宰官道との関係 |

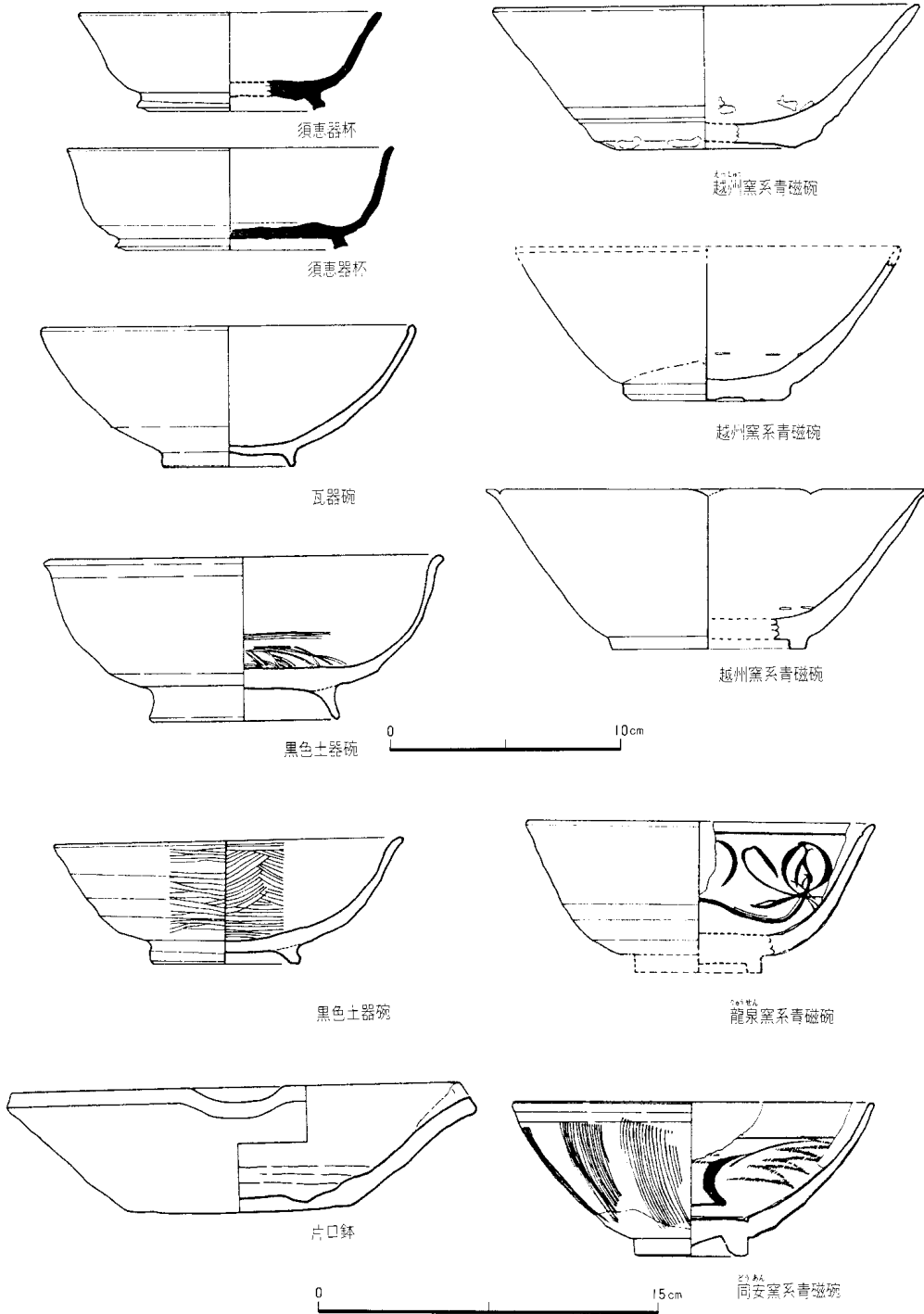
第5表 豊前国府所在地をめぐる文献

| 書名      | 記                                       | 事 | 所在の郡名        |
|---------|---|---|--------------|
| 和名抄     | 「豊前国 国府在京都郡」                            |   | 京都郡          |
| 太宰管内志   | 「国府ト国分寺同処ニアル例ナレバ後世ニ郡界カハリテ今仲津郡ノ内トナレルナラン」 |   | 仲津郡          |
| 豊前志     | 仲津郡草場に「在庁屋敷」の地名                         |   | 仲津郡<br>(草場説) |
| 大日本地名辞書 | 「国府ハ初ヨリ仲津郡ニ置カレシモノ……」                    |   | 仲津郡          |
| 京都郡誌    | 「国府ニ御所ト称スル地アリ。…国司ノ住セシ地ナリトイフ」            |   | 仲津郡<br>(国作説) |

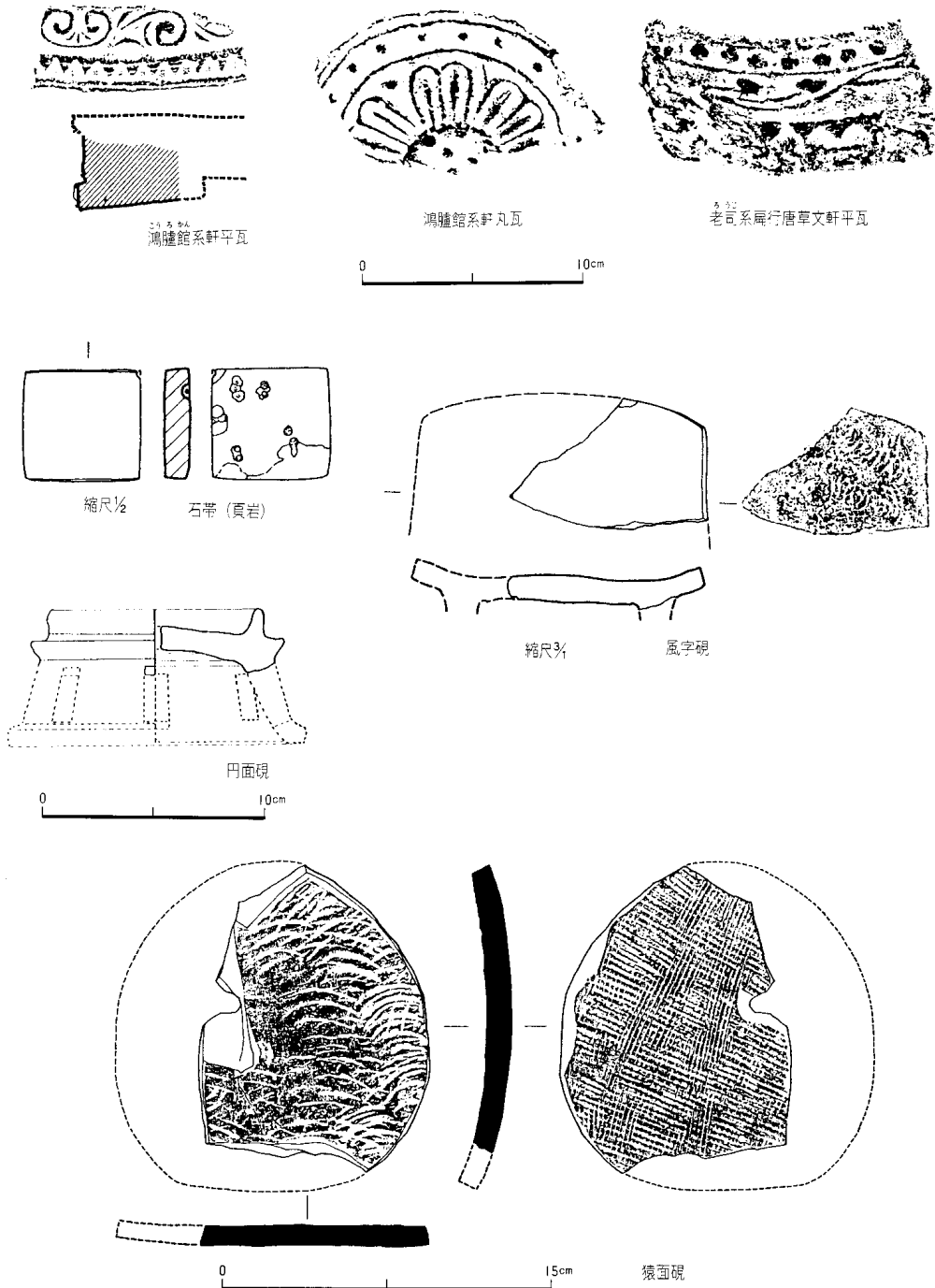
仲津郡国作説の浮上 右の表のような豊前国府の推定地の一つに国作(福岡県京都郡豊津町国作・旧仲津郡)が挙げられていた。この地域は以前から多くの土器・磁器片が採集されていたが、昭和五十一年(一九七六)に推定地の北辺が公共施設建設の候補地になったため事前調査が行われ、輸入陶磁器・緑釉陶器・円面硯・基石などが出土し、調査者は九世紀から十世紀にかけて豊前国府に勤務した官人の館跡と推定した。このようにして豊前国府国作説が浮上してきた。

国作地域の発掘調査 その後国作・惣社地域一帯の圃場整備計画がすすみ、昭和五十九年から豊津町教育委員会によって事前の発掘調査が始められ、現在まで七次にわたる調査が行われている。平成元

第12図の1 豊前国府出土品（一部）



第12図の2 豊前国府出土品（一部）



(豊津町教育委員会 「幸木遺跡」 唐・五代陶磁器出土遺跡調査報告書 1976及び  
 豊津町教育委員会 「豊前国府」 豊津町文化財調査報告書第8集～第12集 1989～93より)

年度（一九八九）の第五次調査では国府の東脇殿の可能性を示す柱穴群が出土するなどこの地が注目を集めてきた。（第11図参照）

（主な出土遺物）

- ・官衙を推定させるもの  
瓦類・青磁・白磁・硯・碇石・石帯・緑釉陶器・褐釉陶器・墨書土器・木簡・銅鏡など
- ・官衙を推定させる建物  
（推定）東脇殿柱穴群・築地塀跡・掘立柱倉庫群・掘立柱住居跡（箱）
- ・工房を推定させるもの  
鞆羽口
- ・生活用具その他  
須恵器・土師器・瓦器・黒色土器・箸・下駄・曲物・石鍋・土錘・鉄斧・呪符など

（第12図の1・2参照）

### 豊前国府の確定

豊前国府推定地の調査のまとめとして調査者は次のように報告している。

- ① 八世紀を上限として、瓦葺きからなる政庁が建設されていたことが推測される。
- ② 九世紀から十世紀前半の政庁  
九世紀後半ごろに行われた大規模な整地作業のあとに建設されている。
- ③ 十一世紀から十二世紀にかけての政庁  
推定域内のやや北に移動したと推定される。
- ④ 木簡が出土しているので、この時期まで政庁は続いていた。ただし、③・④は重なるかもしれない。

（豊津町教育委員会「豊前国府」一九九二より）

## 五 仲津郡と京都郡

### 豊前八郡

大化の改新後に国・郡・里という地方行政組織がつくりあげられていくなかで、先述のように六九五年には豊前国が誕生したと考えられている。豊前国内では国の下に八郡（企救・田河・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐）が置かれたが、大宝二年（七〇二）までは郡は評と呼ばれていた。郡は大化の改新時（正確には評）は大・中・小の三等級に分けられていたが、大宝令の施行時には大・上・中・下・小の五等級になっている。等級の基準は里数の大小によった。

これによると京都郡は下郡、仲津郡は中郡になる。郡の下は里とし、五〇戸をもって一里とした。しかし、霊龜元年（七一五）に里を郷とし、その下に二・三の里を置いた。さらに天平十一年（七三九）には里を廃止したために国―郡―郷という仕組みになったが、『和名抄』に記されている郷名は四〇〇に上っている。そのうち豊前八郡内には四三郷名が挙げられ、京都郡は四郷、仲津郡は八郷となっている。（第6表参照）

### 京都・仲津の郡衙

豊前国府が豊前国の政治全般を司るとすれば、それぞれの郡には郡の行政を行う役所（郡衙）が置かれた。

郡衙では郡司がそれぞれの郡の行政を執り行ったが、仕事の内容は租・庸・調などの徴税、税の運搬、勸農、検察、郡内の巡行のほか儀礼的な行事の執行、公的な使臣の接待などであった。郡司の任用については大宝令・養老令においても「性識清廉、堪時務者」が条件であった